

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 18 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

開発集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 4 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域の中心となる経営体へ農地集積を図り農業経営の効率化を目指す。
- ・集落ぐるみでハクビシン等の鳥獣害対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 18 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森目集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 4 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 当分の間、中心となる経営体 4 人（松田薫、佐々木隆雄、松田邦男、松田富子）に農地を集積して、農業をやむなく継続できなくて耕作放棄地となることを防ぐ。
- ・ 農地を集積する前に、現耕作者が 1 年でも長く持続できないか協議した結果、米価が低下し続ける中で飼料米・飼料イネに活路を見出すことにする。
- ・ 奥越農林総合事務所経営支援部に仲介を願い、畜産農家と連携して飼料米・飼料イネによる安定収入を目指す。